



- 個人情報の取扱いに関するガイドラインについては、個人情報保護法制の施行時期に合わせ、令和4年度に国等分、令和5年度に地方等分に係る部分を改正する。
- 二次利用促進に関するガイドラインについては、令和6年度以降での改正に向け、令和5年度より検討を開始する。

	R 4年度				R 5年度				R 6年度以降
	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	
個人情報保護法制	改正法施行 (国等) ガイドライン (地方等) 公表				改正法施行 (地方等)				
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン	地理空間情報活用推進会議開催 (6/10) <持ち回り> ▲ 幹事会開催 (6/7) ▲ WG開催 (6/6) ▲ ガイドライン改正案 (国等) 策定				地理空間情報活用推進会議開催 ▲ 幹事会開催 ▲ WG開催 ▲ ガイドライン改正案 (地方等) 策定 ※有識者委員会等開催				関連法令の改正、社会情勢の変化等に合わせ 随時見直しを検討
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン					地理空間情報活用推進会議開催 ▲ WG開催 (改正キックオフ) ▲ ガイドライン改正案策定 ※有識者委員会等開催				二次利用ガイドライン改正